

## 仕様書

件名	(単価契約) 産業廃棄物収集運搬業務委託 (汚泥)
納品場所	別紙「契約条件書」のとおり
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
内 容	<p>1 業務概要 発注者は、受注者に対し、産業廃棄物（汚泥）の収集運搬業務を委託する。 本業務の履行に当たっては、京都市交通局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守するとともに、本仕様書に基づき産業廃棄物を適切に運搬すること。</p> <p>2 予定数量 別紙「契約条件書」のとおり。ただし、予定数量は目安であり、保証するものではない。</p> <p>3 実施方法 受注者は、産業廃棄物を別紙「契約条件書」に記載の収集場所において収集し、発注者が別途契約する産業廃棄物処理業者の事業所まで運搬する。 また、廃棄物の収集場所、収集方法、収集頻度等は、別紙「契約条件書」のとおりとするが、変更がある場合は事前に別途指示を行うものとする。 作業日時については、発注者の指示後速やかに協議を行い、発注者の了承を得たうえで決定するものとする。また、変更が生じるときは、受注者は速やかに発注者に連絡し、協議を行うものとする。 なお、産業廃棄物は収集した状態のまま産業廃棄物処理業者の事業所へ搬入するものとする。</p> <p>4 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）の交付 (1) 受注者は、産業廃棄物の収集に関して、発注者からマニフェストの交付を受け、収集後に必要事項を記入のうえ、A票を収集場所の担当職員に提出すること。 (2) 受注者は、運搬業務完了後、産業廃棄物処理業者（搬入先）から交付を受けるB2票を発注元所属に速やかに提出すること。 (3) マニフェストの発行等、その手続に要する費用は受注者が負担すること。</p>
特記事項等	<p>1 委託料の支払 (1) 受注者は、1か月ごとに、収集量報告書を翌月14日までに発注者に提出するものとする。 (2) 支払金額は、月ごとの収集量報告書に記載の収集重量に、1キログラム当たりの契約単価を乗じて算出した金額の合計額とし、発注者は、受注者の請求により支払うこととする。 (3) 委託料の支払は、発注者の発注所属単位で行うこととし、受注者は、発注者の発注所属ごとに請求すること。 (4) 受注者は、請求時に計量証明書を提出すること。 なお、受注者が所有する計量器を用いて計量証明を行う場合は、計量法第19条第1項に基づく計量器の定期検査書の写しを発注者に提出すること。</p>

2 契約書作成時の添付書類

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可証（汚泥）（写し）

許可の更新及び許可事項の変更があった場合、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。

(2) 産業廃棄物収集運搬受注者記入欄

共通仕様書の最終項にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」について、各項目を記載したうえで添付すること。受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。

3 その他

(1) 本仕様書に疑義が生じた場合、双方誠意をもってその解決に当たるものとする。

(2) 受注者は、本業務の履行に当たり、安全に十分配慮するものとし、作業中の事故等については、受注者の責において解決するものとする。

(3) 作業に当たっては、発注者の業務の妨げとならないように実施するものとする。

## 産業廃棄物収集運搬業務委託共通仕様書

### 1 趣旨

本業務の実施に当たっては、京都市交通局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守するとともに、仕様書及び本共通仕様書に基づき本業務の遂行にあたること。

### 2 監督員

- (1) 発注者は、別紙契約条件書のとおり、本業務の監督員を置く。
- (2) 監督員は、本業務の履行について、受注者に対する指示、承諾、協議、作業の状況の確認及び是正指示を行う権限を有するものとする。

### 3 提出書類

- (1) 受注者は、本業務着手時に、次の書類を発注者に提出すること。  
なお、変更があった場合は遅滞なく変更届を提出しなければならない。
  - ・ 緊急連絡先表（様式自由）
- (2) 受注者は、本業務着手時に、次の書類を各監督員に提出すること。  
なお、受注者は、発注者が別途契約する産業廃棄物処理業務委託の受注者と相互に調整を行い、計画書を作成しなければならない。
  - ・ 廃棄物収集運搬計画書・体制表（様式自由）
- (3) 受注者は、毎月の業務完了後、翌月14日までに次の書類を提出すること。
  - ・ 廃棄物収集量報告書（1か月分）（様式自由）
  - ・ 見積書
  - ・ 請求書
  - ・ 振込依頼書兼振込済通知書（債権者登録（口座振替払）制度を利用する場合は不要）
- (4) その他監督員が指示するもの

### 4 業務管理

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、収集場所の現況及び仕様書及び本共通仕様書に基づく業務内容を、業務従事者に周知徹底する。
- (2) 毎回の収集について、緊急の場合等、必要なときは、受注者は、直接、発注者が指定する清掃業者等（以下「清掃業者」という。）と連絡を取り、調整すること。また、清掃業者から連絡があった場合にも対応すること。
- (3) 災害や道路事情等により収集時間帯以外の時間に収集する必要が生じるときや、収集作業ができなくなる場合、受注者は、前各項の調整に加え、速やかに監督員に連絡を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受注者は、収集・運搬の経路を事前に調査し、適切な車両（台車含む。）で業務を実施すること。また、運搬中は収集した廃棄物が飛散しないよう荷台をシートで覆う等の措置を講じること。  
なお、収集車の駐車場所を必要とする場合は受注者の負担で確保すること。

- (5) 受注者が、本業務を行うに当たり必要とされる手数料等の諸費用については、すべて本契約に含むものとする。

## 5 契約の解除

- (1) 受注者が、法令に定める基準を満たさなくなったとき又は仕様書及び本共通仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、発注者は、本契約を解除することができる。
- (2) 契約締結後に、故意又は重過失による義務の不履行がある場合、発注者は本契約を解除することができる。また、受注者の責めにより発注者の業務に重大な支障が発生した場合、発注者は本契約を即時解除することができる。
- (3) 受注者の責により本契約が解除される場合、受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、若しくは発注者の承諾を得たうえで、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

## 6 契約解除等の場合の賠償

契約の解除等により受注者に生じる損害について、発注者はその損害を賠償しない。

## 7 再委託の禁止

受注者は、本契約に係る履行の一部又は全部を他の者に再委託してはならない。ただし、発注者の文書による承諾を得たうえで、法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

## 8 その他

- (1) 業務上知り得たことについては、契約期間の内外を問わず、発注者の許可を得ずに外部に公表又は漏らしてはならない。
- (2) 受注者の取扱不備・操作不良等により発注者の施設を損傷させたときは、受注者の責任において原状に復旧すること。
- (3) 本業務を遂行するに当たり、受注者の責に帰する理由により、第三者の工作物・人畜等に損害を与えたときは、発注者はその責任を負わない。受注者は、その責任において一切を解決し、その賠償をしなければならない。
- (4) 仕様書及び本共通仕様書に疑義等がある場合は、関係法令に従い、その都度、発注者受注者の双方が誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。
- (5) 受注者は、発注者の定める契約書のほかに、別途、受注者の様式による産業廃棄物収集運搬委託契約書の締結を必要とする場合には、契約決定後速やかに、発注者に対し受注者の様式による契約書を提出することとする。この場合の、契約締結に係る費用はすべて受注者の負担とする。

## 産業廃棄物

## 収集運搬

## 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄にの記入のみとする。

受注者の許可の事業の範囲 (事業の区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
<b>※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合</b>	
受注者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う積替 のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり

## 契約条件書（産業廃棄物収集運搬業務委託【汚泥】）

委託業務名称	(単価契約) 産業廃棄物収集運搬業務委託 (汚泥)
契約期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 1. 産業廃棄物詳細

No.	発注元所属	監督員	収集場所		アクセス (真横、排道まで等)	重機等 (使用の可否)	車両規模 (制限の有無)	依頼頻度	産業廃棄物名	内容	性状	保管状態	年間予定数量 (kg)	排出方法 (袋詰め、平積み等)	
			地上・地下等												
1	自動車部技術課	技術課長	自動車整備工場	京都市伏見区竹田西段川原町 1 8	地上	真横	バキュームカーのみ	無	汚泥	含油排水処理装置スカム槽の汚泥	泥状 (流動性有)	槽に堆積	24,000	バキューム	
2			西賀茂営業所整備係	京都市北区西賀茂山ノ森町50	地上	真横	バキュームカーのみ	無		含油排水処理装置油水分離槽の汚泥	泥状 (流動性有)	槽に堆積	2,000	バキューム	
3			梅津営業所応急棟	京都市右京区西院笠目町9他	地上	真横	バキュームカーのみ	無		含油排水処理装置原水分離槽の汚泥	泥状 (流動性有)	槽に堆積	2,000	バキューム	
4			梅津営業所整備場	京都市右京区西院西貝川町55-1	地上	真横	バキュームカーのみ	無		整備作業場側溝の汚泥	泥状 (流動性有)	槽に堆積	1,000	バキューム	
5			横大路営業所整備係	京都市伏見区横大路橋本33-1	地上	真横	バキュームカーのみ	無		洗車場ホッパーの汚泥	泥状 (流動性有)	ホッパーに堆積	1,000	バキューム	
6			錦林出張所整備係	京都市左京区浄土寺真如町155	地上	真横	バキュームカーのみ	無							
7			九条営業所整備係	京都市南区東九条下殿田町70	地上	真横	バキュームカーのみ	無							
8			烏丸営業所整備係	京都市北区小山上総町49-1	地下	真横	バキュームカーのみ	車高3.5m以下							
9			洛西営業所整備係	京都市西京区大枝東新林町2-1	地上	真横	バキュームカーのみ	無							
10			竹田操車場	京都市伏見区竹田西段川原町20	地上	真横	バキュームカーのみ	無							
11	高速鉄道部技術監理課	竹田保線区長	竹田車両基地	京都市伏見区竹田西段川原町 1 8	地上	真横	使用可	無	汚泥	トンネル内の汚泥	泥状 (乾燥)	袋詰め	5,000	積込み	
12		醍醐保線区長	醍醐車庫	京都市伏見区醍醐高畑町30-1	地上	真横	使用可	無	汚泥	トンネル内の汚泥	泥状 (乾燥)	袋詰め	12,000	積込み	
13		建築係長	御陵駅	京都市山科区御陵原西町17-4先				年1回程度					100		
14		建築係長	蹴上駅	京都市東山区東小物座町339先				年1回程度					100		
15		建築係長	三条京阪駅	京都市東山区大橋町85-1先				年1回程度					100		
16	高速鉄道部高速車両課	車両副工場長	竹田車両基地	京都市伏見区竹田西段川原町 1 8	地上	真横	※	4 t	年2回程度	汚泥	排水処理装置の汚泥	泥状 (乾燥)	袋詰め	6,500	※発注者が積込む
17		車両工場長	醍醐車庫	京都市伏見区醍醐高畑町30-1	地上	真横	※	2 t	年3回程度	汚泥	排水処理装置の汚泥	泥状 (乾燥)	袋詰め	4,500	※発注者が積込む
												合計	58,300		
												内訳	バキューム	30,000	
													袋詰め	28,300	

## 2. 産業廃棄物処理業者事業所

産業廃棄物処理業者	名称	喜楽鋳業株式会社
	所在地	滋賀県湖南市石部口二丁目7番33号 京都府綾部市十倉志茂町千原14番2ほか19筆